平成２４年（フ）第１号
福島県会津若松市上町３番５―1105号　ネオグランデ上町
債務者　松田　秀之
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
埼玉県比企郡吉見町大字久保田1700番地　ＭＪフォレストＡ―101
債務者　永島志津江（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４２５号
千葉県印旛郡酒々井町上本佐倉151番地２　サニーコートＫ203
債務者　村田真一朗
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８４１号
神奈川県厚木市栄町１丁目10番７―1201号
債務者　森田　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７号
神奈川県平塚市纏319番地の７　メゾン森部103号
債務者　青島　　昇
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２５号
神奈川県平塚市南原３―６―３、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市甘沼992番地１　リバーハイツ102
債務者　吉原　慶子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３８号
神奈川県南足柄市竹松1450番地２
債務者　多田　正美
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４３号
神奈川県小田原市酒匂４丁目13番34―202号
債務者　工藤　千鶴（旧姓水信）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４６号
神奈川県小田原市飯泉867番地　湯山アパート101号室
債務者　金阿彌敏明（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５４号
神奈川県中郡二宮町山西290番地の１　Ｊｏｕｒ　ＫＯＢＡＲＡＹＡ207
債務者　立木　彦衛
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６０号
静岡県掛川市南２丁目15番16号　高山ハイツＢ棟６号
債務者　浅井　隆之
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
静岡県菊川市河東36番地の５、旧住所静岡県菊川市高橋3666番地の２
債務者　ピータ・ビバルド・ジュニオル
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
静岡県菊川市河東36番地の５、旧住所静岡県菊川市高橋3666番地の２
債務者　下田リジアこと　シモダ・ピータ・リジア・スエリ
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
静岡県菊川市西方1267番地の２
債務者　宮城　朋子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
静岡県掛川市長谷１丁目31番地の５　グリーンハウス201、住民票上の住所静岡県掛川市長谷１丁目31番地の５　グリーンハウス
債務者　下川　由治
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第９５３号
福岡県糟屋郡志免町王子４丁目16番５号
債務者　矢野　順子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４７９号
福岡市中央区舞鶴２丁目８番31―704号
債務者　北野　康久
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部